

## 山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成8年市条例第4号）第15条第5項及び山形市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成8年市規則第25号）第3条の規定に基づき、市民が共同で設置する家庭系廃棄物の集積所（以下「ごみ集積所」という。）の設置の基準及び維持管理について必要な事項を定めることにより、ごみの安全かつ効率的な収集及び運搬を確保し、もって地域の良好な生活環境の実現及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (ごみ集積所の設置基準)

第2条 ごみ集積所は、利用世帯数が10世帯以上につき1箇所を基準として設置できるものとする。ただし、市長がこの基準によりがたいと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅に係るごみ集積所については、1棟につき1箇所を基準として当該共同住宅の敷地内に設置できるものとする。ただし、当該共同住宅の所在する区域に前項の基準によりごみ集積所を設置しているものが、その設置したごみ集積所を当該共同住宅の住民が使用することについて同意したときは、この限りでない。

3 ごみ集積所の設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場所とする。

- (1) 収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所
- (2) ごみ収集車両の通り抜けが可能な道路又は転回の容易な道路に面している場所
- (3) 消火栓又は防火貯水池等の消防施設の使用の妨げにならない場所
- (4) 美観の損失、ごみによる臭気、ごみの散乱等の問題が起こらないよう十分配慮された場所
- (5) 当該土地、隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し、了解を得た場所

### (ごみ集積所の設置等の申請)

第3条 条例第15条第5項の規定により市民が共同でごみ集積所を設置しようとするとき、又は既に設置したごみ集積所の場所を変更しようとするときは、ごみ集積所（設置・変更）承認申請書（別記様式第1号）により、市長に対し、その承認の申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（同項の申請がごみ集積所の場所を変更しようとするものに係るものであるときは、第1号及び第2号に掲げる書類）を添付しなければならない。

- (1) ごみ集積所の場所が分かる位置図等

(2) ごみ集積所に係る土地の使用について当該土地の所有者又は管理者から承諾を得たことを証する書類

(3) 第8条第2項に規定する集積所維持管理者選任届

3 第1項の申請は、町内会等の代表者又は地区環境保健推進協議会長が行うものとする。ただし、共同住宅の用に供するごみ集積所に係るものにあつては共同住宅の所有者又は管理者が、住宅団地の用に供するごみ集積所（本文に規定する者の申請に係るものを除く。）に係るものにあつては当該住宅団地の代表者が行うものとする。

(事前協議)

第4条 共同住宅を設置しようとする場合において、当該共同住宅の所有者又は管理者となる者は、これに係る建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物の確認の申請を行う前に、当該共同住宅の用に供するごみ集積所の設置場所等についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(承認又は不承認の決定等)

第5条 市長は、第3条第1項のごみ集積所の設置又は場所の変更の申請があつたときは、第2条に規定する設置の基準、前条に規定する事前協議の有無等について審査し、承認又は不承認の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の承認又は不承認の決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、当該申請を受け付けた日から10日以内に、その決定の内容を通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条第1項の承認の決定を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、その承認に係る申請の内容を変更したとき（ごみ集積所の場所の変更及び市長が別に定める軽微な変更であるときを除く。）は、ごみ集積所の設置に係る申請内容変更届（別記様式第2号）により、市長に対し、その届出をしなければならない。

(廃止の届出)

第7条 承認決定者は、その承認に係るごみ集積所を廃止したときは、ごみ集積所廃止届（別記様式第3号）により、市長に対し、その届出をしなければならない。

(維持管理)

第8条 ごみ集積所の適切な維持管理を行うため、ごみ集積所を設置する者（以下「設置者」という。）は、ごみ集積所ごとに集積所維持管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 設置者は、管理者を選任したとき、又は管理者に変更があったときは、集積所維持管理者選任（変更）届（別記様式第4号）により、市長に対し、その届出をしなければならない。
- 3 管理者は、その維持管理するごみ集積所の関係住民と協力して、その清掃を徹底するなど、適切な維持管理に努めるものとする。

（改善要求等）

第9条 市長は、ごみ集積所の維持管理が適正になされていないと認めるときは、当該ごみ集積所の管理者に対してその改善を求めるものとし、その求めに応じた改善がなされていないと認めるときは、当該ごみ集積所に係る第5条第1項の規定による承認を取り消し、当該ごみ集積所に排出されたごみを収集しないことができる。

（維持管理の費用の負担）

第10条 ごみ集積所の維持管理に要する費用は、設置者が負担するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置の基準及び維持管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

（山形市ごみ集積所の設置に関する要綱の廃止）

- 2 山形市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成3年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市ごみ集積所の設置に関する要綱第5条第1項の規定により承認を受けて設置されているごみ集積所については、第5条第1項の規定による承認の決定を受けて設置されているごみ集積所とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱の規定に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後の山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って

使用することができる。